

# 『日本書紀』雄略天皇条の所伝と天皇の遺詔（後）

榎 本 福 寿

## 一 前稿をひきつぐ

小稿は、『日本書紀』（以下には『紀』と略称する）の雄略天皇条の所伝に考察をくわえた前稿<sup>〔1〕</sup>をひきつぎ、紙幅の都合でとりあげきれなかつた所伝を中心に、まずはその内部にたちいつて徹底して読みとくことをめざす。そうした読みの作業をおして、所伝の類型やそのもつ意味をさぐることにあわせて、天皇像や巻十四というこの雄略天皇条の『紀』における位置などの問題等を、可能なかぎり広い視野にたつて説明することを主なねらいとする。

前稿では、まずは雄略天皇の遺詔の内容に関して、それの検討をおして二つの点に着目した。すなわち、一つは、臣下の力をかりることを天皇がみずからの政治のスタイルとし、なおかつそうした政治を自覚的にも積極的にお

しすすめた点、もう一つは、後の律令の時代の社会や制度のありかた（とはいっても、かくあるべきものとしてそのかたちを借りているに過ぎないが）をにらんだ上で、そこにいまだ到達しえないことに天皇が恨みをのこしていた点の、この二つである。二つは密接にかかわり、前者に意を用いながら、なお後者にとどまっていたという関係に抽象できるし、それがまた雄略天皇の政治、ひいては時代の現実であったことを示唆する。

遺詔だけがその現実認識の上になりたつてしていることなど、もとよりありえない。所伝じたいが、天皇が崩御を前にみずからの政治や時代の現実をふりかえつて語つた遺詔に違わず、その認識どおりの内容を伝えてはいるはずだが、個々の所伝にそくしてそのことを確かめる作業用に、遺詔が伝える現実をふまえ、所伝の内容を可能なかぎりくんで

立てた項目が次の四つである。

(一) 武力をもって社会もしくは地域の安寧を乱す

(二) 天皇の権威を否定する

(三) 采女に姦通する

(四) 官人が身分もしくは職務上の義務を懈怠する

前稿では、わずかに右の(一)にあてはまる所伝を検討したにすぎない。その詳細については前稿にゆずるとして、興味深いのは、該当する所伝の内容に、げんに遺詔の内容にそくした顕著な傾向がみられる点である。(二)以下の所伝も同様の傾向をもつはずだが、さしあたりまずは該当する所伝の読みの作業を次節以下にこころみる。

## 二 天皇の権威を否定する

(二)の「天皇の権威を否定する」に該当する所伝のばあい、当人の積極的な意図による犯行の、たとえば確信犯のそのような例が多い。特徴もそれらの所伝に著しいが、また一方、過誤もしくは過失によるといった例もある。それらについても後に言及するとして、まず前者の典型的な例は、七年八月条につたえる吉備下道臣前津屋(或本では、国造吉備臣山)をめぐる所伝である。この前津屋は、官者である吉備弓削部虚空が帰郷すると、これをとどめて使い、一カ月たつても京都に上ることを許さない。天

皇が身毛君大夫を遣わしてようやく虚空を召しだすことができたが、虚空は前津屋の悪事を次のように報告する。

前津屋、以ニ小女ニ為ニ天皇人一、以ニ大女ニ為ニ己人一、競

令ニ相闘一。見ニ幼女勝ニ、即拔レ刀而殺。復以ニ小雄鶏一

呼為ニ天皇鶏一、拔レ毛剪翼。以ニ大雄鶏ニ呼為ニ己鶏一、

著ニ鈴金距一。競令レ闘之、見ニ禿鶏勝ニ、亦拔レ刀而殺。

たわいもないといえばたわいのない、それこそ稚戯に類することを二度くり返している。天皇の権威を前津屋がことさらおとしめ虚仮にしていたことを、その繰り返しの行為をとおして強調していることは疑いをいれない。それはまた、「官者」である虚空を、私に、つまり勝手にとどめ使い上京させなかつたこととあい応じる。

こうした天皇の権威を否定する者を、天皇は決して許さない。右に引用した虚空の報告を聞いた天皇は「遺物部兵士卅人、誅殺前津屋并族七十人」というように徹底的に誅滅する。天皇の権威をあらさまに否定することと、その者を厳罰に処することとはセットの関係にある。しかも、その関係をめぐる展開を、所伝は主な構成要素として成りたっている。次もその例の一つ。

(事平之後)、小根使主、夜臥謂人曰「天皇城不堅、

我父城堅」。天皇伝聞是語、使人見根使主宅、実

如其言。故収殺之。(十四年四月条)

冒頭のカッコ内の「事」とは、小根使主の父の根使主をめぐる事件をさす。根使主の悪事が天皇によって暴かれ、逃走した根使主が天皇の遣わした官軍によって殺されその事件が片づいたあとの一節であるから、小根使主が夜ふして人にかたつた「天皇城不堅、我父城堅」ということばに、天皇に対する憎悪や怨恨がこもっていることは推測にかたくな。そのことばじたいは、「実如其言」というとおり事実を伝えたものだが、内容の上では、さきの前津屋の天皇をことさら虚仮にした行為に通じ、ねらいが天皇の權威の否定にあつたことは疑いない。

また一方、「天皇城不堅、我父城堅」ということばが實際のありさまを伝えている以上、その事実じたいも問題である。もとより、天皇がそれを黙認するはずはない。しかも、作意や意図をもつて天皇の城より堅牢な城をつくつていたことをおもわせるのが、根使主が犯した悪事と一連のかかわりをそれがもつ点である。その悪事をかいつまんでいえば、安康天皇が、大泊瀬皇子に幡梭皇女をめあわせるべくその兄の大草香皇子のもとに根使主をつかわすが、大草香皇子がみずからの丹、心をあらわすための礼物として天皇に献じた押木珠纒を根使主は横取りした上に、大草香皇子を讒言する。それを信じた天皇は、大草香皇子を殺し、皇子の妻の中帯姫を妃とし、妹の幡梭皇女を大泊瀬皇

子にめあわせる（以上、安康天皇元年二月条）。その後、大泊瀬皇子は即位する（以下、雄略天皇条）が、十四年の四月に呉人を接待するさい、根使主が饗応役をつとめる。そこで彼の着用していた押木玉纒があまりに高貴だったために、天皇が殿前に引見すると、皇后、すなわちもと幡梭皇女がそれを見知っていて、ついに横取りしたものであることが露見する。天皇の怒りをもって謝罪するが、ことここに至るまで、根使主に罪の自覚がないばかりか、ふてぶてしいまでに平然とふるまう。

そうである以上、天皇の城と堅牢さをきそい、それを上回る自分の城を造営していたことは十分ありうる。というより、むしろそうした所伝の展開をうけて、あの小根使主のことばにつながるものだったに相違ない。逆にみれば、小根使主がああしたいわずもがなの暴言を人に語つたというのも、父の根使主の所行を、呉人の饗応という表の側とは別に、そうしたところではあらわれない裏の側の、いわば私的な部分をえぐりだすかたちで伝えることにそのねらいがあつたとみることができ。根使主が殺されたあととその子の小根使主が引きつぎながら、所伝じたいはどこまでも根使主をめぐる展開といった筋をとおしていたことを、一連の所伝の最後をしめくくる「根使主之後爲坂本臣、自是始焉」という結びの一文が如実にものがたる。

もう一つの例では、天皇を批判した言葉が、天皇の權威を否定することに結びつく。所伝（十一年十月条）のあらましをかいつまんでいえば、鳥官の鳥が菟田人の狗にかみ殺されたので、天皇は怒り、菟田人を、顔に入墨させたいとて鳥養部とするが、この天皇の処分を信濃と武蔵両国の直丁が批判する。次の一節がその批判の全文である。

嗟乎、我國積鳥之高、同於小墓。且暮而食、尚有其余。今、天皇由一鳥之故而黥人面、太無道理。惡行之主也。

最後の二句のように、批判の口調はたいへん敵しい。これとあい通じる所伝を、二年十月の是月条に「天皇以心為師、誤殺人衆。天下誹謗言、大惡天皇也。」とつたえている。しかしこれは、批判というより誹謗であり、「誤殺人衆」という明らかに天皇に非がある事実にもとづく。二人の直丁の批判をめぐっては、事はそれほど単純ではない。

だいいち、鳥官の鳥が狗にかみ殺されたというのであるから、管理に手落ちがあったことは否めない。その点、処罰は逸れがたい。二人の直丁の批判は、その点を棚上げする一方、処罰の厳しさを「今、天皇由一鳥之故而黥人面。」と鋭くつく。しかも、それにさきだつて「嗟呼、我國積鳥之高、同於小墓。且暮而食、尚有其余。」というように鳥がそれこそ食べきれないほど豊富だと指摘す

る。直丁らとしては、わずか一鳥だけで黥に処すことに對する反発もあつただろうが、指摘が、しかし単なる情動的な思いいれから発していることを、批判を聞いた天皇が、直丁らの「我國積鳥之高、同於小墓」ということばにそくして「使聚積之、直丁等不能忽備」というように、その事実確認を行わせても、それができないことを通して明らかにしている。確固とした根拠を欠く以上、直丁らの批判は、ひつきよう、言いがかりないし暴言に類する。

恐らくそうした批判の内実と対応するのが、「太無道理、惡行之主也」という批判のことに敵しい口調である。所伝が、天皇の權威を否定するこの言葉に焦点をあてていることは疑いをいれない。念のため同じような事件を発端とする所伝（十年九月条）を参照してみると、呉の献上した二羽の鵝が水間君の犬にかみ殺されると、その水間君は恐怖憂愁し鴻十羽と養鶏人とを獻じて罪を贖い、天皇がそれを許したところで所伝は完結する。くだんの所伝は、この水間君の過失をめぐる所伝の完結したところ、すなわち天皇の処罰を契機とし、實質的にはここから展開する。その中心に位置するのが、あの直丁らの言葉であり、天皇の權威を否定する言動を決して許さない強い意志を天皇がもつていたことを、直丁らを「鳥養部」としたという所伝の結びが示唆する。

しかしそれは、なにもこの所伝にかぎらない。さきの小根使主のばあいも、夜ふしながら彼が人にかたつた言葉を伝え聞いただけで、そのことばが事実か否かを確かめさせたいうえで処罰する。天皇の權威を否定する言葉であつたところが、天皇のその断固とした強い対応を招いたとみて恐らく誤りない。天皇の權威を否定する言動であるか否かの、この一点が問題なのであつて、直丁らのように仲間うちで語ろうが、小根使主のように夜のひそかな語りであろうが、その点は問わない。そして天皇の權威を否定する言動であれば、その意図がなくても嚴罰をもつて臨むというのが、所伝がつたえる現実である。

そうした例を一つだけ次にとりあげてみる。木工の韋那部真根をめぐる所伝（十三年九月条）であるが、斧を使い石の上で木を削るすぐれたわざを持っていた真根は、誤つて斧の刃を石に当てることはないのかという天皇の問いに対し、そんなことはないと答える。そこで采女を集め、裸にして人目につく場所で相撲をとらせたところ、真根はそれを見て手元が狂い、刃を石に当て傷つけてしまう。それを天皇は見逃さない。次のようにそのさまを伝える。

天皇因噴讓曰「何処奴、不<sub>レ</sub>畏<sub>レ</sub>朕、用<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>貞心<sub>一</sub>、妄輒<sub>レ</sub>輕答<sub>レ</sub>」。仍付<sub>ニ</sub>物部<sub>一</sub>、使<sub>レ</sub>刑<sub>ニ</sub>於野<sub>一</sub>。

噴讓の内容も大変厳しいものだが、処刑まで命じている。

もちろん、この処分は苛酷にすぎる。そこで、真根の同僚は、真根を惜しみ、「あたらしき韋那部の匠たくみかけし墨繩しが無ければ誰か懸けむよあたら墨繩」とうたう。天皇も、これを聞いてさすがに「反生<sub>ニ</sub>悔惜<sub>一</sub>、喟然頽歎曰、幾失<sub>レ</sub>人哉。」と言つて処刑寸前の真根を赦免したと伝える。

処刑を命じておいて、後に悔いてそれを撤回しているくらいだから、どのみち慎重な判断にもとづくものとはいひがたい。しかし、だからといつて噴讓そのものまで、冷静さを欠くいわば感情の所産とみなすことはできない。行きすぎはあるにしても、真根の答えをうけ、采女らに裸相撲をさせたうえで、真根がそれを見て誤りを犯したという事実を見きわめ、そのことにそくして噴讓しているのだから、衝動的どころか、思慮分別を十分はたらかせている。采女らに人目につく場所で裸相撲させたことなど、まさに意図的なのはからいそのものといつても過言ではない。そのねらいについても、行動パターン、すなわち類型といった点では、さきに取りあげた二例でも、たとえば「天皇伝聞<sub>ニ</sub>是語<sub>一</sub>、使<sub>ニ</sub>人見<sub>ニ</sub>根使主宅<sub>一</sub>。実如<sub>ニ</sub>其言<sub>一</sub>。故収殺<sub>レ</sub>之」、「天皇聞而使<sub>ニ</sub>聚積<sub>レ</sub>之。直丁等不<sub>レ</sub>能<sub>ニ</sub>忽備<sub>一</sub>」、仍詔為<sub>ニ</sub>鳥養部<sub>一</sub>」というような事実を確認したうえでその手続きをもとに処罰しているが、同様に、真根の「竟不<sub>レ</sub>誤矣」という言葉の真偽を見定める、つまり事実の確認のために

采女らの裸相撲を仕組み、この結果にそくして嘖讓したとみるべきであろう。結果が「竟不誤矣」という言葉を裏切ることを、天皇が見越していたとしても、それを相撲によつて確認する点においては、虚心に事実を見定めようとしたこととなんら違ひはない。

この天皇の慎重な態度と対比してみるといつそう明らかだが、真根のあの「竟不誤矣」という応答はやはり軽率というほかない。自分の腕を過信するあまり、そうした応答となつたにせよ、その過信の仮面がはがされてしまえば、天皇が嘖讓するとおり「妄輒輕答」という実態をさらけ出す。しかも、それと、直前の「不<sub>レ</sub>畏<sub>レ</sub>朕、用<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>貞心」とを因果としても把握可能な関係におく以上、あるべき倫理ないし規範として「畏<sub>レ</sub>朕」や「用<sub>ニ</sub>貞心」を、臣下に対して天皇が求めていたことは疑いをいれない。その倫理ないし規範に反することを積極のほうへさらに進めていけば、やがて天皇の權威を否定することに通じるであろう。両者の間には、消極と積極との違ひしかない。

### 三 采女に姦通する、その一

そしてその両者を結びつけるのが、天皇の過剰なまでに厳格な対応である。天皇の權威の否定にかかわるものであれば、その明白な言動はもとより、人づての言葉は確か

め、疑わしい場合は実際に行わせて確認するなどして、細大もらさず網をかぶせようとする。その姿勢は、采女の姦通をめぐる天皇の対応にも通じる。たとえば、齒田根命が采女の山辺の小島子を「姦」したという次の所伝（十三年三月条）であるが、

狹穗彦玄孫齒田根命、竊姦采女山辺小島子。天皇聞、以<sub>ニ</sub>齒田根命<sub>一</sub>收付<sub>ニ</sub>於物部目大連<sub>一</sub>而使<sub>ニ</sub>責讓<sub>一</sub>。齒田根命、以<sub>ニ</sub>馬八匹大刀八口<sub>一</sub>祓<sub>ニ</sub>除罪過<sub>一</sub>。

このあと、齒田根命が罪の償いとしてさし出した馬をよみこんだ「山辺の小島子ゆゑに人ねらふ馬の八匹は惜しげくもなし」という歌を伝え、この歌を目大連から聞いた天皇は、齒田根命の資材を出させたうえに、餌香の長野邑を目大連に下賜したという。

歌をめぐる展開は、付随的ないわば後日譚的な性格をもつのでしばらく措き、采女を姦通したことそれ自体について意外な印象をうけるのが、量刑の軽さである。馬や大刀をもつて「祓<sub>ニ</sub>除罪過<sub>一</sub>」したあと、改悛のかけらもない歌をうたっているのだから、それで罪は帳消しとなったのであろう。しかも、この所伝が例外というわけではない。次の所伝（九年二月条）でも、同様である。

遣<sub>ニ</sub>凡河内直香賜与<sub>ニ</sub>采女<sub>一</sub>、祠<sub>ニ</sub>胸方神<sub>一</sub>。香賜既至<sub>ニ</sub>壇所<sub>一</sub>、及<sub>レ</sub>将<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>事、姦<sub>ニ</sub>其采女<sub>一</sub>。天皇聞<sub>レ</sub>之曰<sub>ニ</sub>「祠<sub>レ</sub>神

祈<sub>レ</sub>福、可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>慎<sub>レ</sub>歟」。乃遣<sub>二</sub>難波日鷹吉士、將<sub>レ</sub>誅<sub>レ</sub>之。

香賜は、この直後に姿をくらまし、逃亡のはてに斬殺される。右の一節のかぎりでも、齒田根命のように物は物で罪を償うこともなく（恐らくその機会さえ与えられず）、ただちに誅罰を加えられようとしている。罪の重さにそれらは対応するはずであるが、しかしその内実となると、采女を犯したことだけが罪を構成してゐるのではない。天皇が「祠<sub>レ</sub>神祈<sub>レ</sub>福、可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>慎<sub>レ</sub>歟」と指摘するように、采女犯しそれじたいより、本来おごそかに慎みをもつて奉仕すべき神祠りに際して、采女犯しによつてその本来のありかたに違反したことのほうを、罪としてはむしろ重くみる。

所伝としても、采女犯しに焦点をあててゐるわけではない。神祠りに、その厳しく慎むべきありかたの對極にあり、不<sub>レ</sub>慎の極みともいふべき性のタブーを犯したという点にこそ、この所伝のもつ意味がある。天皇の指摘は、その核心を、誤解や他の解釈の余地のないようそれとして明らかにしたものであらう。采女にしても、美しく華やかなその魅力ゆえに男がもつとも迷いやすい存在としての意味あが強い。さきにとりあげた所伝の山辺小島子も、その点に交りない。實際、所伝は、馬や大刀をもつて罪を償いながら、齒田根命がなお性懲りもなく美しい采女にうつつを

ぬかしてゐるさまを、彼の歌をとおしてつたえてもいる。それが、結局は資財や領地の没収をまねく。刑の重さの上でも、采女犯しの罪に償つた馬八匹、大刀八口とは比較にならない大きな代償をはらうことになつたが、同様に、采女を犯したことより、性懲りもなく采女にうつつをぬかしていることのほうに、前者もその一つのあらわれだから、その意味でも、所伝が重点をおいてゐることは疑いない。

性懲りもなく采女にうつつをぬかすとか、あるいはさきにとりあげた香賜のように神祠りに性のタブーを犯すとかといったこの行為は、采女を犯すことに付随的であるといふ以上に、それ自体、忠勤に励むべき臣下のその本来のありかたに真向からそむくものであつたらう。まさにそれゆゑにこそ、天皇は嚴罰を加えることを躊躇しなかつたはずである。香賜のばあい、タブーにかかわり特に悪質だつたことが誅殺をまねいてゐる。

#### 四 采女に姦通する、その二

なおまた、采女を犯したのではなく、その疑いだけで、天皇が死刑を行なおうとしたと伝える所伝（十二年十月条）がある。内容のあらましを手短かにたどつてみるに、木工である鬮鷄の御田は、天皇に樓閣の造営を命じられ、仕事に励んで樓上を疾行する。そのさまを見た伊勢采女は

驚いて庭に倒れ、天皇にさしだすため持つていた食事をこぼしてしまふ。それをつたえた直後に次の一節がある。

天皇便疑御田姦其采女、自念將刑、而付物部。

疑いだけで処刑しようとするのだから、性急であつたことは否めない。しかしそれ以上に、疑いだけで処刑することそれ自体に問題がある。内実は冤罪だから、問題はいつそう深刻であるが、こうした事情にかんがみて放置すべきでないとは判断したからであろう、待坐してゐた秦酒公が天皇に悟らせようと琴を伴奏に歌をうたう。その歌に、「(前略)大君に堅く仕へ奉らむと我が命も長くもがと言ひし工匠はやあたら工匠はや」という。歌の直後に「於是、天皇悟琴声而赦其罪。」とあり、所伝はここで終わる。

所伝の展開のうえでは、秦酒公の歌によつて、天皇はみづから「悟」つたことになる。そのことは、天皇の英明を確かに示唆しているとはいへ、酒公の歌を聞いた結果であり、見方をかえれば、酒公の歌が功を奏したその結果でもある。また一方、天皇に誤りをさとしたという点では、酒公の歌はゆうに諫言に通じるであろう。姦よりはむしろ冤罪、そしてそれ以上に酒公のその冤罪を晴らした機智に所伝は焦点をあてている。

その所伝のありかたを、あい通じる内容をとおしていつそう明らかに伝えるのが、童女君をめぐる所伝(元年三月

是月条)である。

童女君者、本是采女。天皇与一夜而娠。遂生女子。天皇疑不養。

天皇の疑いは、直接には、童女君が一夜の交りだけで妊娠、出産した女子を自分の子かどうか疑つたことをさす。当然、姦淫の子ではないかという疑いとそれは表裏するし、だから童女君に対して姦淫を疑ふことにもつながる。

童女君にとっては冤罪以外のなものでもないが、天皇のこの嫌疑を解くのが目大連である。天皇とたがいに質疑応答したあとに、みだりに嫌疑をいまく天皇に対し、目大連は「此娘子、以清身意、奉与一宵。安輒生疑、嫌他有潔。」と説く。疑いを晴らすというより、疑いをいまくこと自体の不当をいさめる、いわば諫言的な性格がつよい。この目大連のいさめを天皇がいったことを、所伝は「天皇命大連、以女子為皇女、以母為妃。」と伝えて幕をとじる。最後にそうして大連に命じていることに即して言えば、ただいさめを聴き入れただけにとどまらず、大連の功績を積極的に評価したことを示唆する。所伝じたい、大連のその活躍に焦点をあててもいる。

そのありかたが、さきの秦酒公の活躍をつたえる所伝に通じることはもはや明らかであろう。所伝どうし、密接なかわりをもつはずだが、この点はなかなか示唆的でも



ある。すなわち、姦通にかかわる嫌疑を、御田、童女君のどちらも天皇への勤めをはたすなかでうけ、側近の忠臣がこれらの忠勤をうったえ、嫌疑の不当をいさめて天皇がそれをいれるというかたちをとる。忠勤をうったえることは、それとは対照的な（つまり天皇に対して不忠の極みの）姦通など犯すはずなどありえないという道理を背景とするであろう。側近の忠臣がうったえたからそうしたにせよ、忠勤自体を天皇に奉仕する者のあるべき理想とするというかんがえを、天皇自身が持っていたことも、忠臣のうったえをうけいれる重要な要件となっていたに違いない。采女を実際に犯した者を、前述のように、そのこと自体ではなく、むしろ忠勤にそむくことに即して厳罰に処していたこと、ひつきょう別ではない。

かくて見かけの多様とは裏腹に、(二)にあてはまる所の所伝も、一つの基調から成りたつ。かりにそれを集約すれば、すなわち、采女の姦通をめぐる、それを、たとえば天皇の専有を犯す行為だとか、あるいは道徳や倫理にもとる行為だとかといった点に狭く閉じたり、またそれだけの問題に限定することもなく、臣下の忠勤になんらかのかわりをもつかたちで展開させているところに、雄略天皇条の所伝の特徴がある。采女の姦通をめぐるこの所伝の特徴が、采女関連の用例を、他に冠絶して多くした理由の一

つだったに相違ない。<sup>(4)</sup> 臣下の忠勤とのかかわりは、天皇が、臣下に対して、当然の務めとして忠勤に励むことを求め、そこから逸脱する行為（その一つが姦通）を厳しくいましめていたことに、恐らくは収斂するであろう。

## 五 官人が義務を懈怠する、その一

その逸脱する行為をめぐる問題を、それとして正面から見きわめようとして取りあげるのが、最後になったが、(四)の項目にあてはまる所伝である。項目を、曖昧さが残る臣下を避け、「官人が身分もしくは職務上の義務を懈怠する」としたが、念のためそのなかの「懈怠」について敷衍していえば、「官人が身分もしくは職務上の義務」でありながらその履行をなまけ怠るといった意味あいをあらわす。もつとも、厳密にこの規定どおり適用してみると、実は、該当する例は一つも拾いだすことができない。

該当する例が皆無であることも、それはそれで有意的だが、そのこと以上に興味深いのが、規定を、みずからの意志に反して結果的に「懈怠」せざるを得なかつたというようによみかえてみると、いくつかの例が該当することやその例の内容である。すなわち、「懈怠」には、みずからの意に反してそうせざるを得なかつた理由や事情がかならずともなう。その理由や事情が、所伝の展開のうえでも重要

な意味をもつことも、これまた注目にあたいる。

たとえば、既述(一)の例をひきあいに出してみるに、伊勢の朝日郎の討伐をめぐる、その命をうけた菟代宿禰を、所伝(十八年八月条)は次のようにつたえる。

菟代宿禰、不敢進撃、相持二日一夜。(中略)、菟代宿禰、羞愧不<sub>レ</sub>克、七日不<sub>レ</sub>服命。

讃岐田虫別が天皇に報告したなかにも「菟代宿禰、怯也。

二日一夜之間、不能<sub>レ</sub>擒<sub>レ</sub>執朝日郎。」とある通り、朝日郎を前に、怯けづいて二日一夜も戦おうとせず、菟代宿禰にかわつて物部目連が朝日郎を斬つたあとにも、克たなかつたことを羞愧するあまり七日間も服命しない。「懈怠」の事実は否むべくもない。怯えや羞愧によるとはいえ、天皇がそれを容赦するはずはない。所伝の最後に「天皇聞之怒、輒奪<sub>レ</sub>菟代宿禰所<sub>レ</sub>有猪使部、賜<sub>レ</sub>物部目連。」という。

この「懈怠」が、懦弱それ自体が前面にせり出ているために相対的に後退している所伝(五年二月条)がある。すなわち、天皇が葛城山で狩りをしたおり、逐われて嗔つた猪に恐れをなして狩人たちが逃げまどうなか、天皇は舍人に詔して「猛獸逢<sub>レ</sub>人則止。宜逆射而且刺。」という。この時の舍人を「性懦弱、縁樹失色、五情無<sub>レ</sub>主」と伝えらるとおり、天皇の命をうけながら怯けづいてその命を果た

しえなかつた菟代宿禰に通じることが論をまたない。そのかぎり、やはり「懈怠」の例にもれないはずであるが、所伝としては、それ以上に、舍人の懦弱を、具体的な描写とおして強調する。舍人は、むかつてくる嗔り猪を天皇が踏み殺して狩りが終つたところで、斬刑に処せられようとして、その刑に臨んでみずからの懦弱なふるまいを歌によむ。この歌を聞き悲しみ、感をおこして刑を停止させたのが皇后であり、この措置を、自分に与せず舍人を顧みるものだと言つて難じる天皇に応えた皇后のことばが、恐らくこの所伝の核心部分にあたる。

国人皆謂、陛下安<sub>レ</sub>野而好<sub>レ</sub>獸、無<sub>レ</sub>乃不<sub>レ</sub>可乎。今陛下以<sub>レ</sub>嗔猪故<sub>レ</sub>而斬<sub>レ</sub>舍人。陛下譬無<sub>レ</sub>異於豺狼也。

実際に、このあと天皇は皇后と一緒に車にのつて帰るさい万歳をとなえ、喜びをあらわにして「樂哉。人皆獵<sub>レ</sub>禽獸、朕獵得<sub>レ</sub>善言<sub>レ</sub>而帰。」と称えたという結びを所伝は付す。

皇后の右のことばを含む前後のくだりが、『芸文類聚』(巻二十四)の「田獵」所載の『莊子』や『晏子』の一節をつなぎあわせてなりたっていることは、日本古典文学大系本『紀』の当該条の頭注にも指摘がある。しかし内容のうえで、田獵ではなく、諷諫こそ所伝のテーマである。げんに、右に引用した皇后のことばの原拠の『晏子』の一

節を、同じ『芸文類聚』(巻二十四)の「諫」に、

國人皆以、君安野而不安國、好獸而惡人、無乃不可乎。(傍線部を「田獵」所載の同書は欠く)

右のように収載する一方、同「諷」にも、

公以二馬之故煞人、百姓怨吾君、諸侯輕吾國。

〔晏子〕の一節)

使陛下以鹿之故煞人、一当死也。使天下聞之、

皆以陛下為重鹿賤人、二当死也。〔東方朔伝〕

の一節)

皇后のことばが依拠した『莊子』の「君以白鴈故而欲射殺人」、主君譬人無異於豺狼也。」という一節に通じる辞句があり、傍線を付したとおり、「諷」の表現の類型をそこにみることができ。

ちなみに、この表現の類型に関して注目すべき点がある。右掲の例を順にみるに、『晏子』の例では、景公の愛馬が急死したので公がこの馬を養っていた者を殺すことといい、『東方朔伝』では、上林の鹿を殺した者を武帝が有司に殺させることをいい、原拠とした『莊子』では、梁君が獬で射ようとしていた白鴈の群を制止も聴かずに歩き驚かせてしまった者を梁君が射ることをいう。いま類型を「A以B故殺C」というかたちに抽象化すると、Bには、愛馬、上林の鹿、白鴈の群といった、Aがげんに所有

したり、取得しようとする物があたる。Bはただそれだけのものでしかないのに、そのBをAから遠ざけたことをもつてAがCを殺そうとする理不尽さをめぐって、「諷」の所伝は展開する。『紀』の所伝も、この類型どおり、Bを「嗔猪」とする。白鴈の群と同じように、狩獵の獲物として天皇が取得しようとしていたとしても、実際には、CはそのBをAから遠ざけてはいない。

しかも、Aすなわち天皇は、Bの「嗔猪」を「用弓制止、拳脚踏殺」しているのであるから、「今陛下以嗔猪故而斬舍人」とはいえ、内容の上では類型には一致しない。出典の文にただ形式的に事態をあてはめているにすぎないが、現実には、もとより「嗔猪故」ではなく、出典とはかけはなれて、Cすなわち舍人の怯けづいたさまを強調しているとおおり、その懦弱に問題がある。とはいえ、懦弱じたいは、それをあらわす「舍人性懦弱、縁樹失色、五情無主」が「獬徒、縁樹大懼」といわば大同小異だから、決定的な意味をもつものではない。獬徒との相違は、「天皇詔舍人、猛獸逢人則止、宜逆射而且刺。」という点にある。このように舍人であつてなおかつ「嗔猪」射殺の天皇の命をうけている以上、獬徒とはおのずから違い、その命を文字どおり命がけて果すのが、舍人の使命である。懦弱ゆえにそれを実行できなかった(結果的に「懈

怠」した。舍人に非があるのは、もとより明白である。

非という点では、前掲の類型的な表現の例にしても、BをAから遠ざけたCに、とりどりに過失ないし不注意といった非があり、それを舍人に応用したにすぎないのだけれども、天皇命を果たしえなかつたことをその非の内実としたところに、『紀』の所伝の独自性がある。もちろん、あえてそのかたちにつくつたはずだが、天皇がその非ゆえに舍人を斬ろうとしたというのは、出典にのっとり、それを諷諫する皇后の功績をいうことにつながるとはいえず、それ自体、前述のあの菟代宿禰の「懈怠」を厳しく問うことと軌を一にする。舍人の場合、天皇に近習する者というその立場上、文字どおり身命を賭して天皇の命を實行すべきことを一層強く要請されていたであろうが、それにしても、天皇の命を忠実に實行すべきことを天皇みずからが臣下に強く求めていたことが背景にあつたに相違ない。

## 六 官人が義務を懈怠する、その二

臣下に対する期待と、その思いこみによる行動とが過度にわたるのが、即位後間もない天皇の特徴である。その特徴を、舍人をめぐる所伝とあい通じる内容、構成をもつなかに一層あざやかに刻んでいる所伝（二年十月条）がある。前者の葛城山に対して、こちらが吉野の御馬瀬という

ように場所は違うものの、狩猟の場を舞台とするという点でも共通するが、この所伝の実質的な発端は、狩猟の獲物をめぐる天皇の次の問いである。

問「群臣」曰「獵場之樂、使膳夫割鮮、何与自割。」  
獲物の料理を膳夫にやらせるのと、自分でやるのと、狩猟の楽しみとしてはどうか、どちらがいいかというのが主旨だが、この問いに群臣はだれも答えられない。そこで、天皇は大いに怒り、御者の大津馬飼を斬るにいたる。

天皇のこの行動は、どうみても過激というほかない。しかし、無闇に怒つたのではなく、天皇には天皇なりに、かくあるはずだという理由がある。狩猟を終えて帰京したあと、天皇が皇太后にかたつたなかに「今日遊獵、大獲禽獸。欲与群臣割鮮野饗、歷問群臣、莫能有對。故朕嗔焉。」というのがそれで、こうした実情を皇太后は知り、天皇を慰めて次のようにいう。

群臣不悟陛下因遊獵場置妾人部、降問群臣上。  
群臣嘿然、理、且難對。今責未晚。以我為初。膳臣長野、能作六膾。願以此責。

群臣が天皇の真意を悟らず、黙っていたのも道理だし、だから答えることじたい困難だったことを説く。そうして天皇をさとす。舍人を斬ろうとする天皇を諷諫した皇后の、さきに引用したことばに、この皇太后のことばは確実に通

じる。もちろん、所伝はこのことばに焦点をあてている。そして天皇の意向にしたがい突膺作りの上手の長野を貢りたいという皇太后の申出に対し、天皇は跪礼してそれを受け「善哉、鄙人所云、貴相知心、此之謂也。」といって皇太后をたたえる。この天皇のことばが、舍人の斬殺を諷諫した皇後のことばをたたえた天皇の「楽哉、人皆猶禽獸。朕猶得善言而帰。」ということばに通じることは明らかであろうが、なおつけくわえていえば、後者が『芸文類聚』の一節を利用していると同じように、そのことばは、『文選』（巻第四十一）「答蘇武書」（李陵）の「嗟乎子卿、人之相知、貴相知心」による。漢籍の一節を利用し、いわば權威あることばを後だてにするといった同じ手法によつて、かれは皇后を、こちらが皇太后を、それぞれにたたえたものとみることができる。

皇后の諷諫や皇太后のさとしをうけ容れたことは、天皇がみずからの非、すなわち過誤を認めたことにほかならない。その過誤がいずれも処罰にもなうものである点は、とりわけ注目にあたいする。舍人の場合、懦弱ゆえに天皇の命を果たしえなかつたという責めを負わなければならぬ。いし、げんに「田罷、欲斬舍人。舍人臨刑。」というように処刑であることを明示している。一方、御者の大津馬飼には、舍人のような非があつたわけではない。皇太

后が「群臣不悟陛下因遊獵場置突人部、降問群臣。群臣嘿然、理、且難對。」とさすとおり、非はむしろ天皇にある。その自覚がないまま、傍線部のとおり真意をあかさずに群臣に問う。天皇の生のことばでは、それを「今日遊獵、大獲禽獸。欲与群臣割鮮野饗、歷問群臣、莫能有對。故朕噴焉。」というが、誰も対えられなかつたから噴つたにせよ、天皇の下問に對えるのが臣下の当然の責務だとする認識を天皇がもつていたことを、暗黙の前提とする。そしてその認識にたつかぎり、群臣も、舍人の場合に通じる懈怠を犯したことになる。そう断じたことが、ひいては天皇を大きな怒りにかりたて、群臣のなかでも天皇のもつとも身近にいた御者の大津馬飼を斬るにいたらせたというのが内実であろう。

その認識に関連していえば、舍人に対する場合にも、身の危険をかえりみず噴猪を射殺することをとめたさいに、それを臣下の当然の責務とする認識を天皇がもつていたことは、前述のとおり推測にかたくない。この二つの認識は、もとより別のものではない。集約して言えば、天皇の意向や命の遂行にそれこそ身命を賭して努めることを臣下の使命とするということにほかならない。そしてその使命に外れたり、あるいは背いたりする者に嚴罰をもって臨む点に、雄略天皇のすぐれて個性的な特徴がある。

もつとも、その厳罰をもって臨むこと自体が誤りであったり、あるいは行きすぎであったりする場合がおうおうにしてある。その場合、側近の者がその誤りないしは行きすぎを指摘し、それによって天皇がみずからをただすというのが、所伝の一つのかたちである。このかたちにそくしてあらためて言えば、臣下がそれぞれの立場、職務におうじてみずからの使命を遵守ないし遂行するなかで、その使命に外れたり、あるいは背いたりする者に天皇は厳罰をもって臨むが、また一方、臣下の行為をそうして使命に外れ、もしくは背くとみなすその認定に誤りや行きすぎがある場合、臣下の指摘をうけて天皇はみずからをただすことになる。もちろん、前者の事例が通常ではある。しかし後者の例も、一つの類型をかたちづくるほどのあらわれをみせる。上述の皇后や皇太后が天皇を諷諫したり、さしたりなどする所伝は、その類型をとりわけきわだたせた例だが、ほかに、(三三)の所伝に、たとえば童女君の「以清身意奉<sub>レ</sub>与<sub>二</sub>宵」を疑う天皇を物部目大連がいさめたという例、また「疑<sub>レ</sub>御田姦<sub>三</sub>其采女」という天皇に秦酒公がその誤りを悟らせた例などがある一方、(二二)の所伝の、木工の真根を「何処奴、不<sub>レ</sub>畏朕、用<sub>二</sub>不貞心、妄輒輕答」といつて責める天皇に対して、真根の同僚が歌で悔悟させるといった例も、類型に確かにあてはまる。

## 七 雄略天皇の特徴、「以心為師」

それら(二二)や(三三)にあたる所伝においても、すでに言及したとおり、臣下の行為を、かれらの立場や職務にもなう使命に外れるか、もしくは背くとみなすところに、すなわちそうした認定に天皇の誤りや行きすぎがある。念のため言いかえれば、天皇の誤りや行きすぎは、臣下の行為をかれらの使命に合致してないといみならず、この認定の一点にかかわる。誤りや行きすぎがあったとはいえ、使命に合致しない行為に厳罰をもって臨むといった例と一連のものであり、それら以上に、合致しないという疑いや思いなしだけで同じように厳罰をもって臨むだけに、臣下のありかたに過剰なまでに厳しい態度をとっていた天皇のその姿勢は、そこにあからさまである。

その姿勢に、雄略天皇の特徴があることもまた明らかであろう。それと不可分のかかわりにあるのが、二年十月の是月条の一節「天皇以<sub>レ</sub>心為師、誤殺<sub>レ</sub>人衆。」である。十月条には、天皇の問いに群臣が対えず、怒りのあまり御者の大津馬飼を斬ったという前述の(四)の所伝を伝えていて、内容の上では、それにこの一節は連なるはずだから、「誤殺<sub>レ</sub>人衆」とは言つても、だれかれとなく無差別に殺しているのではなく、臣下を、彼等の行為をその使命に合

致しないものと誤つてきめつけたうえで殺すことが多かったというのであろう。

一方、その誤殺が多い理由については、直前に「天皇以心為師」という天皇の人となりにあることは明らかだが、この後の記述の、すなわち、誤殺が多いため「天下誹謗言、大惡天皇也。」と伝えたあと、さらに「唯所愛寵、史部身狹村主青、檢限民使博徳等。」と続くこの一節も、恐らくはかかわる。二人は、八年二月に吳国に使いとして遣わされたあと、専ら吳国との交流使節として十年九月、十二年四月、十四年正月などにその名をみせる。他に特に目立った活躍を伝える所伝もなく、吳国との外交の窓口役ではないが、そうした彼等だけを寵愛したというのは、とりもなおさず臣下の登用に偏りがあつたことを意味する。そうだとすれば、勢い、天皇はいわばひとりよがりの独善や専横に走りがちだが、そのことに関連するのが、先行する「天皇以心為師」だつたに相違ない。

この一節については、日本古典文学大系本『紀』の当該頭注に『莊子』「人間世第四」の「夫胡可以及化、猶師心者也。」をあげる。その例でも、出典というほどの直接のかかわりは見出しがたいが、漢籍の用例には確かにならつてはいる。くわえて、「今時、不師文而決於武力。」（史記卷六・秦始皇本紀、二世皇帝元年）、「建道德以

為師、友仁義与之為朋。」（文選卷八・羽獵賦）、「事不師古而能長久者、非所聞也。」（文選卷五十二・六代論。師古注に「尚書曰、事不師古以克永代、匪說攸聞。」とある）などの、伝統にのつた理想的価値を振りどころないし規範とするという「師」あるいは「為師」をめぐる一群の用例があるなかで、「師心」や「以心為師」のそれらとの違いは、まさに際だつている。その意味を端的にあらわすのが、『顔氏家訓』（文章）の次の例である。

学為文章、先謀親友、得其評裁、知可施行、然後出手。慎勿師心自任、取笑旁人也。

「師心」を含む傍線部は、「先謀親友、得其評裁」という親友に謀りその批評をうけ容れる柔軟謙虚な態度とは正反対の、独断的で偏狭なひとりよがりの態度をあらわす。

『紀』の「以心為師」にしても、当然、「自任」に結びつくはずだし、それが「誤殺人衆」を招き、結果的に、笑いならぬ天下の誹謗を取つたということにほかならない。しかし、だからといって、天皇批判を展開するためだけにそれがあるわけではない。即位して間もない時点の、それも御者の大津馬飼を斬つたという所伝の直後に位置することにかんがみ、その一件を含め、天皇の「以心為師」が、臣下のありかたに対する過剰なまでに厳し

い姿勢とあいまって、「誤殺<sub>レ</sub>人衆」という事態を招いたというこのありかたにそくして、これに前後する類似の事態についての、その発生をめぐる内実を、天皇の人となりには疑いない。その意味においては、天皇批判より、天皇の人となりとそれがもたらす事態との相関の關係明示にむしろ力点を置くであろう。「以<sub>レ</sub>心為<sub>レ</sub>師」がそれだけ所伝の展開に重要な意味をもっていたということだが、なおいっそう重要なのが、上述のとおり、その突出や暴走を抑止する力が、側近の者が天皇にはたらきかけ、それを天皇がうけ容れるという關係においてははたらいていたということである。

そしてその關係においては、天皇がみずからを諷諫したりさとしてたりする皇后や皇太后をたたえているように、天皇にそうしてはたらきかける臣下の活躍をつたえることに、所伝は重点をおく。それが、天皇命を忠実に実践する臣下の活躍をつたえた(一)の所伝に通じることば言をまたない。そのほか、(二) (四)の分類に該当しない所伝にも、たとえば少子部連螺嵐や大伴室屋大連ら臣下の活躍を大うつしでつたえてもいる。これらの延長上にあるのが、前稿のはじめにとりあげた遺詔である。大伴室屋大連と東漢掬直の二臣にそれを託したばかりか、その結びに、

皇太子と手をたずさえ「共治<sub>三</sub>天下、朕雖<sub>三</sub>瞑目、何所<sub>三</sub>復恨<sub>一</sub>。」という絶大な信頼を彼等によせてもいる。

## 八 新時代の幕を開けた天皇

こうして雄略天皇の即位後をつたえる所伝は、臣下がここにとりどりに分ちがたくかわるかたちをとって展開する。そしてそれを象徴するのが、即位にともなう大臣・大連の任命である。それだけに、その任命はとりわけ注目にあたいたするが、結論を先取りしていえば、歴史の事実をそのままうつしたものでは必ずしもない。これまでの所論ともかわるので、最後にその点についてかんがえてみるに、大臣・大連の任命は、実は、即位に付随し、定都を含む一連のものとしてある。次の一節がそれ。

天皇命<sub>三</sub>有司<sub>一</sub>、設<sub>三</sub>壇於泊瀬朝倉、即<sub>三</sub>天皇位<sub>一</sub>。遂定<sub>三</sub>宮焉。以<sub>三</sub>平群臣真鳥<sub>二</sub>為<sub>三</sub>大臣<sub>一</sub>、以<sub>三</sub>大伴連室屋<sub>二</sub>物部連目<sub>一</sub>為<sub>三</sub>大連<sub>一</sub>。

この全体は、『後漢書』(卷一上・光武帝紀、建武元年)の次の傍線を付した各部分と、

(四月)光武於<sub>三</sub>是命<sub>二</sub>有司<sub>一</sub>、設<sub>三</sub>壇場於鄗南千秋亭五成陌<sub>一</sub>。六月己未、即<sub>三</sub>皇帝位<sub>一</sub>。(中略)冬十月癸丑、車駕入<sub>三</sub>洛陽<sub>一</sub>、幸<sub>三</sub>南宮却非殿<sub>一</sub>、遂定<sub>三</sub>都焉<sub>一</sub>。

右の六月と十月との間にある「秋七月辛未、拜<sub>三</sub>前將軍鄧



禹<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>大司徒。丁丑、以<sup>レ</sup>野王令王梁<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>大司徒。壬午、以<sup>レ</sup>大將軍吳漢<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>大司馬。(以下、驃騎大將軍等は省略)とを基本に、これらをもつにまとめあげたかたちをとる。即位に定都や大臣、大連の任命が付随するこのありかたは、卷十三以前になく、卷十四の雄略天皇条に始まり、その後の清寧・武烈の各天皇条がひきつぐ。大臣、大連の任命にかぎれば、さらに継体、安閑、宣化、欽明、敏達、用明、崇峻の各天皇条を加えることができる。

なんら必然的な条件も理由も明示せず、というよりそんなものなど本来あるはずもなく、雄略天皇の即位にともなうてまさに唐突に大臣・大連を任命することじたい、史実であることを疑わせるが、漢籍の一部をひきうつしたというのがその内実である。そのありかたにそくして、だから、光武帝紀の利用といった全体のなかで大臣・大連の任命をとらえるのが筋なのだが、光武帝が即位にともない講じた最重要の政治的措置の一つが、主だった臣下を大司徒以下の役職に任じることであつたらう。そのことを、大臣・大連の任命は確實にふまえる。その点から推して、光武帝紀の利用のねらいも、即位・定都とセットではあるけれども、主眼を、その大司徒以下の任用をひきうつすことに置いていたとみて恐らく誤らない。光武帝といえは、同じ「後漢書」(卷二)の「孝明帝紀」の最初の詔に「先帝

受<sup>レ</sup>命<sup>レ</sup>中興、德侔<sup>レ</sup>帝王、協和<sup>レ</sup>万邦、仮<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>上下、懷柔<sup>レ</sup>百神、惠<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>鰥寡。」とたたえる中興の祖であり、この光武帝の中興については、『芸文類聚』(卷十二・帝王部二)の「後漢光武帝」が収載する各史書に、

- 平<sup>レ</sup>暴反<sup>レ</sup>正、遂建<sup>レ</sup>中興。(帝王世紀)
- 討<sup>レ</sup>賊平<sup>レ</sup>乱、克復<sup>レ</sup>漢業、号称<sup>レ</sup>中興。(統漢書)
- 數年之間、廓<sup>レ</sup>清四海。雖<sup>レ</sup>曰<sup>レ</sup>中興、与<sup>レ</sup>夫始創<sup>レ</sup>業者、庸有<sup>レ</sup>異乎。(袁山松後漢書)

右のように暴乱を平定して漢の王朝を復興したこととするのが例である。雄略天皇もまた、安康天皇殺害という王権にとつて未曾有の危機的事態を力をもつて平定(復興)して即位しているが、中興をなしたげた偉大な為政者に雄略天皇をなぞらえるというのが、光武帝が講じたあの大司徒以下の任用の記述をひきうつした、つまりは光武帝の政治手法をとりいれたねらいだつたに相違ない。

もつとも、中興をなしとげような偉大な為政者が臣下の補佐を頼りにするというのは、なにも光武帝に限らない。そのことを、しかも、『紀』の継体天皇二十四年二月条の詔が伝えている。詔の冒頭を次に抜きだしてみる。

自<sup>神武</sup>磐余彦之帝・水間城之王、皆頼<sup>神</sup>博物之臣・明哲之佐。故、道臣陳<sup>神</sup>謨而神日本以盛、大彦申<sup>神</sup>略而瞻瓊殖用隆。及<sup>神</sup>乎継体之君、欲<sup>神</sup>立<sup>神</sup>中興之功者、曷

嘗不<sub>レ</sub>頼賢哲之謀謀<sub>一</sub>乎。

日本古典文学大系本『紀』の当該頭注の指摘どおり、『芸文類聚』(第五十二卷・論政)の一節を、固有名詞を入れてかえてほとんど原文のまま借用したのだが、その傍線部にいうところ、すなわち中興の功績をうちたてるには賢哲の臣下のはかりごとに頼るほかないというこのかんがえを、光武帝は実地にふみ行い、それになぞらえたのがあの雄略天皇の大臣、大連の任命であり、天皇がみずからの政治のあるべき理想や理念の実現にけっして手を抜かなかつたという中にかかわる臣下のそのとりどりのありかたをつたえているというのが実態だから、その延長上に、これまで取りあげた(一)〜(四)の各所伝を位置づけることができる。ちなみに、この(一)〜(四)の所伝が即位後の所伝の全体に占める割合だけでも、ゆうに六割を越える<sup>9)</sup>。関連する記述を含めれば、数値はさらに高くなる。

ところで、上述のとおり、それらの所伝をうけ、その延長上に位置するのが遺詔である。即位にともなう大臣・大連の任命と、この遺詔とをもつて首尾呼応させていることは疑いない。ともに漢籍の例にならうという以上に、雄略天皇の即位後をつたえる所伝を、その内容にそくして象徴するという点でも、たがいにうちあう関係にある。このありかたは、どこまでも原則のかぎりだけれども、所伝が同

じベクトルをもつことを示唆するであろう。そのすべてを虚構とみなすことは、逆にすべてを史実とみることも同様、思いこみでしかない。ごく常識的にも、なにがしかの史実をもとに、そこに虚構をまじえてなりたつはずだが、問題はその内実である。

詳細は別にあらためてかんがえるとして、あらましをいえば、その手懸りとなるのが岸俊男氏の所論である<sup>10)</sup>。雄略天皇をめぐる『紀』以外の文献資料を逐一検討した上で「多くの古代天皇の中でも雄略天皇が印象の強い存在として、当代人の脳裡に強く刻み込まれていたらしいことは明らかになつた」と説く。たとえば『万葉集』などで、なるほど冒頭を雄略天皇の歌をもつて飾り、さらに「巻一・巻二に倣わせようとする意識があつた」という巻九も、同じように雄略天皇歌を巻頭にすえてはいる。しかしその冒頭や巻頭の歌につづくのは、それぞれ舒明天皇以下の歌、斉明天皇以下の歌である。それら後続の天皇の時代と全く無縁に、ただ「多くの古代天皇の中でも」「印象の強い存在」というだけで冒頭・巻頭にすえたという指摘は、わたくしには肯いがたい。神武や応神あるいは仁徳の各天皇ではなく、そのはるか後の天皇であることじたい、雄略天皇を、「印象の強い存在」であることにくわえ、実質的に舒明天皇に始まる万葉の時代につらなる天皇として位置づけてい

たことをおもわせる。

一つの推測でしかないが、なお言葉を補えば、万葉の時代とは、つまり律令の時代だから、その律令の時代に先立つてその到来を準備する時代のその幕を開けはなつた天皇とみなしていたのではないかということである。『古事記』は、それに仁徳天皇をあて、下巻の巻頭にすえる。

『紀』のばあい、あの大い大臣・大連の任命や遺詔こそ、新しい時代の幕開けを象徴的のものでたつたものであつたに相違ない。

### 注

- (1) 拙稿「『日本書紀』雄略天皇条の所伝と天皇の遺詔」(『上代文学』第七十八号)
- (2) 志幾の大県主の「似<sub>二</sub>天皇之御舍<sub>一</sub>而造」家は、天皇の怒りをかい焼かれてゐる(『古事記』雄略天皇条)
- (3) 二年七月条に「百済池津媛、違<sub>二</sub>天皇将<sub>一</sub>幸、姪<sub>二</sub>於石川桶<sub>一</sub>」とある。この事件について、百済加須利君は「昔貢<sub>二</sub>女人<sub>一</sub>為<sub>二</sub>采女<sub>一</sub>。而既無<sub>二</sub>礼<sub>一</sub>、失<sub>二</sub>我國名<sub>一</sub>。自今以後、不<sub>レ</sub>合<sub>二</sub>貢<sub>レ</sub>女<sub>一</sub>。」(五年四月条)という。池津媛も采女だが、外交とのかかわりを強くもち、二年七月条の注には「百済新撰」を引く。采女としては特異なので、考察の対象からは外す。
- (4) 青木周平氏「雄略記・三重採物語の形成」(『國學院雜

誌』第七十七卷第八号)に「雄略天皇と采女の結びつきは強い。記紀には計二十二例、采女に関する話がでてくるが、そのうち九割が雄略天皇条にある。次に多いのが舒明紀の三例である」と説く。

- (5) 『紀』に「天皇以<sub>二</sub>宮人桑田玖賀媛<sub>一</sub>示<sub>二</sub>近習舍人等<sub>一</sub>」(仁徳天皇十六年七月条)「太子欲<sub>二</sub>往<sub>一</sub>期処、遺<sub>二</sub>近侍舍人<sub>一</sub>」(武烈天皇即位前紀)などの例がある。
- (6) 日本古典文学大系本『紀』の「貴<sub>二</sub>心<sub>一</sub>を相知る」という訓みは誤り。

- (7) 荻原千鶴氏「『古事記』の雄略天皇像」(注(1)所掲誌)の注14に「『日本書紀』中巻序文の『心の師と作りて、心を師とすること莫かれ』(『涅槃経』あるいは『諸経要集』に拠ると考えられる)との近さを考えているが」とある。詳細については、同氏近刊『日本古代の神話と文学』(塙書房、一九九七年刊行予定)参照。なお、『文心彫竜』(第四十七章、才略)にも「嵇康師<sub>二</sub>心以<sub>一</sub>遣<sub>二</sub>論<sub>一</sub>、阮籍使<sub>二</sub>氣以<sub>一</sub>命<sub>二</sub>詩<sub>一</sub>」とある。
- (8) 岸俊男氏「画期としての雄略朝」(岸俊男氏退官記念会編『日本政治社会史研究』上)に、主として大臣・大連の任命記事についての指摘がある。

- (9) 仮に岩波文庫本では、全二六二行中の一六七行ほど
- (10) 注(8)に同じ。
- (11) 拙稿「古事記仁徳天皇条の所伝と律令」(『古事記年報』三十五)、同「古事記」の復讐をめぐる所伝」(『古事記年報』三十六)